

# 政府入管法案の強行採決に対する抗議声明

2023年6月8日

NPO法人RAFIQ（難民との共生ネットワーク）

本日、政府が提出した入管法改定案（政府法案）が参議院法務委員会で強行採決された。私たちNPO法人RAFIQは、これに断固して抗議する。

## 1 真の難民を送還する「送還停止功の例外」規定は絶対に許されない

政府法案は、3回目の難民申請者を送還できる「送還停止効の例外」を規定している。しかし、日本の難民認定率はわずかであり、難民認定制度は機能不全であるため、2回難民不認定となった者の中にも真の難民が多数含まれていることは明らかである。

政府と入管当局は、この規定を正当化するため、柳瀬房子参与員発言「難民を探して認定したいと思っているのに、ほとんど見つけることはできません。」を立法事実としたが、今国会において、柳瀬氏が年間1000件以上の事件を処理し、1件あたり6分しかかけていないことが分かった。1件6分で難民か否か判断することは不可能である。また、柳瀬氏は上記「難民はいない」発言の前提として、1年半で500件の対面審査を行ったとも述べたが、法務大臣もそれは「不可能」と述べ、柳瀬氏自身も最近これと矛盾する発言をしており、もはや立法事実は完全に崩壊した。立法事実のない法改定などあり得ない。

さらに言えば、今国会において、現行の難民認定制度が入管によって恣意的に運用されている実態、難民不認定が量産される具体的「カラクリ」の一部が明らかになった。すなわち、入管は、柳瀬氏や浅川晃広氏といった入管の考え方に極めて近い人物を参与員として重用し、臨時班として全体の20%もの件数を処理させる一方、難民認定の判断をしそうな参与員には年間数件しか配分していなかった。

NPO法人RAFIQは、難民との共生を掲げる団体として、真の難民を送還することになる悪法を断じて許すことはできない。

## 2 支援者に監視役を負わせることは許されない

政府法案は、監理措置制度の創設を規定している。参議院法務委員会で、維新の議員がウィシュマさん死亡事件の責任は支援者にあるとして、「支援の在り方」を問うべきなどという許しがたい発言を繰り返して審議が紛糾したが、そもそも、入管当局自身が、政府法案の監理措置制度を通して、支援者の在り方を変質させることを目論んでいる。すなわち、日本に身寄りがない被収容者について、支援者が監

理人を引き受けなければ長期収容から解放しないとの恫喝によって、支援者に監視役を負わせようとしているのである。監理措置制度は、本人と支援者のどちらも追いつめるものであり、断じて許すことはできない。

### 3 入管の医療問題を改善するためには入管の収容権限を規制するしかない

今般、大阪出入国在留管理局（大阪入管）の常勤医師が酒に酔って診察をしていた問題が発覚した。私たちNPO法人RAFIQが支援する難民申請者は、大阪入管に収容されることが多く、断じて許すことはできない。

もっとも、今回の酒酔い医師問題に限らず、私たちは長年の活動を通じて、従来より、大阪入管の医療体制の不備を問題視してきた。入管当局の収容権限を一切規制せず、入管当局がその権限を、被収容者に送還に応じさせるための手段として乱用できる以上、入管に適切な医療体制の構築を望むのは不可能である。

したがって、入管当局の収容権限を規制しない政府法案を断じて許すことはできない。

以上により、政府法案を参議院本会議で強行採決することは断じて許されない。国会は、難民条約の加入国としての矜持を示し、即刻これを廃案とすべきである。

以上